

福井県報

号外第26号
令和6年
3月31日(日)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

規則

※福井県行政組織規則の一部を改正する規則(三六・人事課)……………二

※福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する

規則(三七・同)……………一九

告示

※証紙による収入の方法によらない手数料の指定の一部を改正する告示(二三八・

審査指導課)……………四六

※福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示(一

三九・同)……………四七

訓令

※福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する

訓令(五・人事課)……………四七

人事委員会規則

※福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規

則(九)……………五八

規則

福井県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月三十一日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第三十六号

福井県行政組織規則の一部を改正する規則

福井県行政組織規則(昭和三十九年福井県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(課)

第八条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる室を置く。

| | |
|--------|---------------------------|
| 課 | 室 |
| 税務課 | (略) |
| 人事課 | 行政経営・人材マネジメント室 |
| 未来戦略課 | (略) |
| 魅力創造課 | (略) |
| 観光誘客課 | 若狭湾サイクリングルート推進室 インバウンド推進室 |
| エネルギー課 | (略) |
| (略) | (略) |

(総務部各課の分掌事務)

第十一条 総務部の各課および室の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

(納税推進室)

一〇十六 (略)

人事課

一〇四 (略)

五 (略)

(課)

第八条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる室を置く。

| | |
|--------|-----------------------|
| 課 | 室 |
| 税務課 | (略) |
| 未来戦略課 | (略) |
| 魅力創造課 | (略) |
| 観光誘客課 | 若狭湾サイクリングルート推進室 国際観光室 |
| エネルギー課 | (略) |
| (略) | (略) |

(総務部各課の分掌事務)

第十一条 総務部の各課および室の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

(納税推進室)

一〇十六 (略)

人事課

一〇四 (略)

五 職員研修に関すること。

六 自治研修所に関すること。

七 (略)

| | | |
|---|--|--|
| <p>新幹線開業課</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(インバウンド推進室)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(若狭湾サイクリングルート推進室)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(交流文化部各課の分掌事務)</p> <p>第十二条の三 交流文化部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> | <p>財産活用課</p> <p>一〇十六 (略)</p> <p>(略)</p> <p>四 自治研修所に関すること。</p> <p>三 職場および職員の活性化に関すること。</p> <p>二 職員研修に関すること。</p> <p>一 行政改革の推進に関すること(働き方改革および行政事務の効率向上に関するものに限る。)</p> <p>(行政経営・人材マネジメント室)</p> | <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 (略)</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 (略)</p> <p>十五 (略)</p> <p>十六 (略)</p> <p>十七 (略)</p> <p>十八 (略)</p> <p>十九 (略)</p> <p>二十 (略)</p> <p>二十一 (略)</p> <p>二十二 (略)</p> |
|---|--|--|

| | | |
|---|---|---|
| <p>新幹線開業課</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(国際観光室)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(若狭湾サイクリングルート推進室)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(交流文化部各課の分掌事務)</p> <p>第十二条の三 交流文化部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> | <p>財産活用課</p> <p>一〇十六 (略)</p> <p>(略)</p> <p>職場および職員の活性化に関すること。</p> | <p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 (略)</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 (略)</p> <p>十五 (略)</p> <p>十六 (略)</p> <p>十七 (略)</p> <p>十八 (略)</p> <p>十九 (略)</p> <p>二十 (略)</p> <p>二十一 (略)</p> <p>二十二 (略)</p> <p>二十三 (略)</p> <p>二十四 (略)</p> <p>二十五 (略)</p> |
|---|---|---|

一〇五 (略)

(健康福祉部各課の分掌事務)
第十四条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

障がい福祉課
一〇四 (略)

子ども未来課
一〇三 (略)

四 子ども・子育て支援に関すること(病児保育および一時預かりに関するものに限る。)

五〇九 (略)

一〇一 (略)

児童家庭課
一〇三 (略)

四 児童虐待に関すること。

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関すること。

六 子ども・子育て支援に関すること(病児保育および一時預かりに関するものを除く。)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 困難な問題を抱える女性への支援に関すること。

十二 交通災害等遺児に係る就学支度金および修学資金に関すること。
十三 児童・女性相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所、和敬学園および若草寮に関すること。

一〇五 (略)

(健康福祉部各課の分掌事務)
第十四条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

障がい福祉課
一〇四 (略)

子ども未来課
一〇三 (略)

四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関すること(病児・延長保育、休日・夜間保育および一時預かりに関するものに限る。)

五〇九 (略)

一〇一 (略)

児童家庭課
一〇三 (略)

四 交通災害等遺児に係る就学支度金および修学資金に関すること。

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関すること(病児・延長保育、休日・夜間保育および一時預かりに関するものを除く。)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 売春防止法に基づく要保護女子の保護に関すること。

十 売春防止法対策本部に関すること。

十一 嶺南振興局敦賀児童相談所、和敬学園および若草寮に関すること。

健康政策課

一〇七 (略)

(略)

保健予防課

一〇十一 (略)

医薬食品・衛生課

一〇十七 (略)

十一 (略)

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)

二十二 (略)

二十三 (略)

二十四 (略)

二十五 (略)

二十六 (略)

二十七 (略)

(農林水産部各課の分掌事務)

第十六条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

(園芸カレッジ室)

一〇三 (略)

中山間農業・畜産課

一〇三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 農村資源の利活用に関すること。

七 (略)

八 (略)

九 (略)

健康政策課

一〇七 (略)

(略)

保健予防課

一〇十一 (略)

医薬食品・衛生課

一〇十七 (略)

十八 水道に関すること。

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)

二十二 (略)

二十三 (略)

二十四 (略)

二十五 (略)

二十六 (略)

二十七 (略)

二十八 (略)

(農林水産部各課の分掌事務)

第十六条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

(園芸カレッジ室)

一〇三 (略)

中山間農業・畜産課

一〇三 (略)

四 地域特産物の振興に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

五 地域特産物の流通および消費に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

六 (略)

七 (略)

八 農林水産業の六次産業化の推進に関すること。

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

- 十三 (略)
- 十四 (略)
- 十五 (略)
- 十六 (略)
- 十七 (略)
- 十八 前各号のほか、河川および上下水道に関する事
砂防防災課

- 一〇四 (略)
- 一〇七 (略)
- 都市計画課

- 五 宅地完成及び特定盛土等規制法の施行に関する事。
- 六〇八 (略)
- 九 市街地整備に関する事(他課の所管に属するものを除く)。

- 一〇十二 (略)
- 建築住宅課
- 一〇二十二 (略)
- (略)

(出先機関)
第二十一条 法令または条例により設置された出先機関およびこの規則により設置される出先機関は、次のとおりである。

- エネルギー環境部に属する出先機関
- 一〇三 (略)
- 健康福祉部に属する出先機関
- 一〇四 (略)

- 五 児童・女性相談所
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 一〇 (略)

- 十二 (略)
- 十三 (略)
- 十四 (略)
- 十五 (略)
- 十六 (略)
- 十七 前各号のほか、河川および下水道に関する事
砂防防災課

- 一〇四 (略)
- 一〇七 (略)
- (空港利活用室)
- 都市計画課

- 五 宅地完成等規制法の施行に関する事。
- 六〇八 (略)
- 九 北陸新幹線駅周辺整備に関する事(他課の所管に属するものを除く)。

- 一〇十二 (略)
- 建築住宅課
- 一〇二十二 (略)
- (略)

(出先機関)
第二十一条 法令または条例により設置された出先機関およびこの規則により設置される出先機関は、次のとおりである。

- エネルギー環境部に属する出先機関
- 一〇三 (略)
- 健康福祉部に属する出先機関
- 一〇四 (略)

- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)

十一 (略)
産業労働部に属する出先機関

2 (略)

(業務)

第四十三条 総合福祉相談所は、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者に関する各種相談業務ならびに身体障がい者の更生援護に関する業務を総合的かつ一元的につかさどる。

(名称、位置および所管区域)

第四十四条 総合福祉相談所の名称、位置および所管区域は、次のとおりである。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|------------|-----|--------|
| 福井県総合福祉相談所 | 福井市 | 福井県の区域 |

(分課および分掌事務)

第四十四条の二 総合福祉相談所に次の課を置く。

- 一 (略)
- 二 精神保健福祉課

2 前項の課の分掌事務は、次のとおりとする。

障がい者支援課

- 一 身体障がい者および知的障がい者についての専門的な知識および技術を

十 (略)
産業労働部に属する出先機関

2 (略)

(業務)

第四十三条 総合福祉相談所は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要保護女子および児童に関する各種相談業務ならびに身体障がい者の更生援護および要保護女子の収容保護に関する業務を総合的かつ一元的につかさどる。

(名称、位置および所管区域)

第四十四条 総合福祉相談所の名称、位置および所管区域は、次のとおりである。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|------------|-----|---|
| 福井県総合福祉相談所 | 福井市 | 福井県の区域(児童に係る事務については、福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡、今立郡、南条郡および丹生郡) |

(分課および分掌事務)

第四十四条の二 総合福祉相談所に次の課を置く。

- 一 地域支援課
- 二 (略)
- 三 緊急対応課
- 四 家庭支援課
- 五 社会的養育課
- 六 心理判定課
- 七 一時保護課
- 八 女性支援課

2 前項の課の分掌事務は、次のとおりとする。

地域支援課

- 一 庶務に関すること(他の組織の所管に属するものを除く。)
- 二 入所者の給食に関すること。
- 三 庁舎および施設の維持管理に関すること。

- 障がい者支援課
- 一 身体障がい者、知的障がい者、精神保健および精神障がい者についての

必要とする相談および指導に関すること。

二・三 (略)

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二
条第二項、第五十一条の七第二項、第七十四条第一項および第七十六条第
三項の規定に基づく意見に関すること(精神障がい者に係るものを除く。
一)。

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十六
条第一項、第五十一条の十一および第七十四条第二項の規定に基づく技術
的事項についての協力その他必要な援助に関すること(精神障がい者に係
るものを除く。一)。

六 (略)

精神保健福祉課

一 庶務に関すること(他の組織の所管に属するものを除く。一)。

二 庁舎および施設の維持管理に関すること。

三 精神保健および精神障がい者の福祉に関する知識の普及および調査研究
に関すること。

四 精神保健および精神障がい者の福祉に関する相談および指導ならびにこ
れらに付随する診療に関すること。

五 精神医療審査会の事務に関すること。

六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の申請に対
する決定および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律第五十二条第一項に規定する支給認定(精神障がい者に係るものに限
る。)に関する事務のうち専門的な知識および技術を必要とするものに限
する(一)。

専門的な知識および技術を必要とする相談および指導に関すること。

二・三 (略)

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二
条第二項、第五十一条の七第二項、第七十四条第一項および第七十六条第
三項の規定に基づく意見に関すること。

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十六
条第一項、第五十一条の十一および第七十四条第二項の規定に基づく技術
的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

六 (略)

七 精神保健および精神障がい者の福祉に関する知識の普及および調査研究
に関すること。

八 精神保健および精神障がい者に係る第一号に規定する相談および指導に
付随する診療に関すること。

九 精神医療審査会の事務に関すること。

十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の申請に対
する決定および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律第五十二条第一項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限
る。)に関する事務のうち専門的な知識および技術を必要とするものに関
すること。

十一 福井県精神科救急情報センターに関すること。

十二 福井県ひきこもり地域支援センターに関すること。

緊急対応課

一 市町による児童虐待相談への対応等に係る指導および市町相互間の調整
等に関すること。

二 児童虐待の通告または送致に係る児童についての専門的な知識および技
術を必要とする相談、調査および指導に関すること。

三 児童虐待の通告または送致に係る児童の措置に関すること。

- 七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二
条第二項および第五十一条の七第二項の規定に基づく意見に関すること(
- 精神障がい者に係るものに限る。)
- 八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十六
条第一項および第五十一条の十一の規定に基づく技術的事項についての協
力その他必要な援助に関すること(精神障がい者に係るものに限る。)
- 九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の虐待の
防止の事務に関すること。
- 十 福井県精神科救急情報センターに関すること。
- 十一 福井県ひきこもり地域支援センターに関すること。

家庭支援課

- 一 市町による児童相談への対応等に係る市町相互間の調整等に関すること
(他の組織の所管に属するものを除く。)
 - 二 児童についての専門的な知識および技術を必要とする相談、調査および
指導に関すること(他の組織の所管に属するものを除く。)
 - 三 児童の措置に関すること(他の組織の所管に属するものを除く。)
 - 四 児童福祉法第二十一条の五の七第二項および第二十一条の五の十三第三
項の規定に基づく意見に関すること。
 - 五 児童福祉法第二十一条の五の十の規定に基づく技術的事項についての協
力その他必要な援助に関すること。
- 社会的養育課
- 一 指導福祉施設等入所児童に係る専門的な知識および技術を必要とする相
談、調査および指導に関すること。
 - 二 児童福祉施設等入所児童の措置に関すること。
 - 三 障害児入所給付費の支給の要否の決定に関すること。
 - 四 里親に関すること。
- 心理判定課
- 一 児童の医学的、心理学的、教育学的、社会学のおよび精神保健上の判定
および指導に関すること。
 - 二 知的障がい者の医学的、心理学的および職能的判定および指導に関する
こと。
 - 三 一歳六月児および三歳児の精神発達精密検査に関すること。
- 一時保護課
- 一 児童の一時保護に関すること。
- 女性支援課
- 一 要保護女子に関する各般の相談、調査および指導に関すること。

(業務)

第六目 児童・女性相談所

第五十一条 児童・女性相談所は、児童および困難な問題を抱える女性に関する各種相談業務ならびに困難な問題を抱える女性の自立支援に関する事務をつかさどる。

(名称、位置および所管区域)

第五十二条 児童・女性相談所の名称、位置および所管区域は、次のとおりである。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|-------------|-----|---|
| 福井県児童・女性相談所 | 福井市 | 福井県の区域(児童に係る事務については、福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡、今立郡、南条郡および丹生郡) |

(分課および分掌事務)

第五十二条の二 児童・女性相談所に次の課、所およびセンターを置く。

- 一 地域支援課
- 二 福井児童相談所
- 三 福井女性相談支援センター

2 前項第二号の福井児童相談所に次の課を置く。

- 一 緊急対応課
- 二 家庭支援課
- 三 社会的養育課
- 四 心理判定課
- 五 一時保護課

3 第一項第三号の福井女性相談支援センターに女性支援課を置く。

4 前三項の課、所およびセンターの分掌事務は、次のとおりとする。
地域支援課

一 庶務に関すること(他の組織の所管に属するものを除く。)

第六目 削除

第五十一条および第五十二条 削除

- 二 要保護女子の医学的、心理学的および職能的判定に関すること。
- 三 要保護女子の一時保護に関すること。
- 四 要保護女子の収容保護に関すること。
- 五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づく配偶者からの暴力による被害者の相談および支援に関すること。

- 二 入所者の給食に関すること。
- 三 庁舎および施設の維持管理に関すること。

福井児童相談所
緊急対応課

- 一 市町による児童虐待相談への対応等に係る指導および市町相互間の調整等に関すること。
- 二 児童虐待の通告または送致に係る児童についての専門的な知識および技術を必要とする相談、調査および指導に関すること。
- 三 児童虐待の通告または送致に係る児童の措置に関すること。

家庭支援課

- 一 市町による児童相談への対応等に係る市町相互間の調整等に関すること（他の組織の所管に属するものを除く。）。
- 二 児童についての専門的な知識および技術を必要とする相談、調査および指導に関すること（他の組織の所管に属するものを除く。）。
- 三 児童の措置に関すること（他の組織の所管に属するものを除く。）。
- 四 児童福祉法第二十一条の五の七第二項および第二十一条の五の十三第三項の規定に基づく意見に関すること。
- 五 児童福祉法第二十一条の五の十の規定に基づく技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

社会的養育課

- 一 児童福祉施設等入所児童に係る専門的な知識および技術を必要とする相談、調査および指導に関すること。
- 二 児童福祉施設等入所児童の措置に関すること。
- 三 障害児入所給付費の支給の要否の決定に関すること。
- 四 里親に関すること。

心理判定課

- 一 児童の医学的、心理学的、教育学的、社会学のおよび精神保健上の判定および指導に関すること。
- 二 知的障がい児の医学的、心理学的および職能的判定および指導に関すること。

- 三 一歳六月児および三歳児の精神発達精密検査に関すること。

一時保護課

- 一 児童の一時保護に関すること。

福井女性相談支援センター

女性支援課

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の相談または女性相談支援員もし

くは相談を行う機関の紹介に関すること。
二 困難な問題を抱える女性の緊急時における安全の確保および一時保護に関すること。

三 困難な問題を抱える女性の医学的または心理学的な援助その他の必要な援助に関すること。

四 困難な問題を抱える女性への情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助に関すること。

五 困難な問題を抱える女性の自立支援に関すること。

六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づく配偶者からの暴力による被害者の緊急時における安全の確保および一時保護ならびに相談および支援に関すること。

(業務)

第五十三条 若草寮は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条の規定により、困難な問題を抱える女性の保護および自立支援に関する事務をつかさどる。

(分課および分掌事務)

第六十条の二 (略)

2 前項の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

一 (略)

二 庁舎および施設の維持管理に関すること。

相談判定課

一〜三 (略)

四 知的障がい児の医学的、心理学的および職能的判定および指導に関すること。

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 一時保護の決定に関すること。

(分課および分掌事務)

くは相談を行う機関の紹介に関すること。
二 困難な問題を抱える女性の緊急時における安全の確保および一時保護に関すること。

三 困難な問題を抱える女性の医学的または心理学的な援助その他の必要な援助に関すること。

四 困難な問題を抱える女性への情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助に関すること。

五 困難な問題を抱える女性の自立支援に関すること。

六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づく配偶者からの暴力による被害者の緊急時における安全の確保および一時保護ならびに相談および支援に関すること。

(業務)

第五十三条 若草寮は、売春防止法第三十六条の規定により、要保護女子の收容保護に関する事務をつかさどる。

(分課および分掌事務)

第六十条の二 (略)

2 前項の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

一 (略)

二 一時保護に関すること。

三 保護児童の給食に関すること。

相談判定課

一〜三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

(分課および分掌事務)

第七十五条 県立病院に次の表の上欄に掲げるセンター、室、部および事務局を置き、それぞれ同表の下欄に掲げる科、課および室を置く。

| | |
|--------------|---------|
| センター、室、部および局 | 科、課および室 |
| (略) | (略) |
| 母子医療センター | |
| 入退院支援センター | |
| 医療安全管理室 | |
| 医療情報管理室 | |
| 医療技術部 | (略) |
| (略) | (略) |

2 前項の表上欄に規定する陽子線がん治療センターに陽子線治療研究所を、同表事務局の項に規定する経営管理課に利用環境サービスマスを置く。

3 前二項のセンター、部、科、課、室および研究所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (略)
- 母子医療センター
 - 一・二 (略)
- 入退院支援センター
 - 一 入退院支援に関すること。
 - 二 地域医療連携に関すること。
 - 三 へき地医療支援に関すること。
 - 四 医療相談に関すること。
 - 五 教育および研修に関すること。
 - 六 死亡診断書の発行に関すること。
 - 七 その他医療情報に関すること。
- 医療安全管理室
 - 一・二 (略)
- 医療情報管理室
 - 一・三 (略)
- 四 病院業務に関するシステムの構築および運用管理ならびに電子計算機の運用管理に関すること。
- 検査室
 - 一・八 (略)

第七十五条 県立病院に次の表の上欄に掲げるセンター、室、部および事務局を置き、それぞれ同表の下欄に掲げる科、課および室を置く。

| | |
|--------------|---------|
| センター、室、部および局 | 科、課および室 |
| (略) | (略) |
| 母子医療センター | |
| 医療安全管理室 | |
| 診療録管理室 | |
| 医療技術部 | (略) |
| (略) | (略) |

2 前項の表上欄に規定する陽子線がん治療センターに陽子線治療研究所を、同表事務局の項に規定する経営管理課に利用環境サービスマスを、同項に規定する医療サービスマス課に情報システム室および地域医療連携推進室を置く。

3 前二項のセンター、部、科、課、室および研究所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (略)
- 母子医療センター
 - 一・二 (略)
- 医療安全管理室
 - 一・二 (略)
- 診療録管理室
 - 一・三 (略)
- 検査室
 - 一・八 (略)

(略)
医療サービス課
一〇十 (略)

(分課および分掌事務)

第百十九条 (略)

2 前項第三号の企画・指導部に次の課を置く。

一 企画情報課

二 農業経営・流通支援課

三 (略)

3 前二項の課、部および室の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

嶺南管理課

一・二 (略)

企画・指導部

企画情報課

一〇六 (略)

農業経営・流通支援課

一 農業者の規模拡大、経営の多角化、販路拡大等の農業経営の改善発展にかかる普及指導に関すること。

二 農業者に対して農業経営の改善等に関する情報を提供すること。

三 農業経営に関連する情報の収集および経営指針の作成に関すること。

高度営農支援課

一 (略)

(略)
医療サービス課
一〇十 (略)

(情報システム室)

一 病院業務に関するシステム開発および電子計算機の運用に関すること。

(地域医療連携推進室)

一 地域医療連携に関すること。

二 へき地医療支援に関すること。

三 医療相談に関すること。

四 教育および研修に関すること。

五 死亡診断書の発行に関すること。

六 その他医療情報に関すること。

(分課および分掌事務)

第百十九条 (略)

2 前項第三号の企画・指導部に次の課を置く。

一 企画・経営課

二 (略)

3 前二項の課、部および室の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

嶺南管理課

一・二 (略)

企画・指導部

企画・経営課

一〇六 (略)

七 農業経営ならびに農業経済の調査および研究に関すること。

八 農業経営に関連する情報の収集および経営指針の作成に関すること。

高度営農支援課

一 (略)

二 農業者に対して農業経営の改善等に関する情報を提供すること。

- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 品種開発研究部
- 一〇 次世代技術研究部
- 一〇 一五 (略)
- 一〇 一七 (略)
- 一八 農業経営および農業経済の調査および研究に関すること。
- 一九 みどりの食料システム戦略に基づく環境負荷低減技術の確立に関すること。
- 病害虫防除室
- 一〇 一六 (略)

(本庁に置く職およびその職務)
 第二百二条 次の表の上欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 職名 | 組織 | 職務 |
|-----------------|-------|---|
| (略) | (略) | (略) |
| 副部長 | (略) | (略) |
| 新幹線・交通まちづくり局副局長 | 未来創造部 | 上司の命を受け、新幹線・交通まちづくり局長を補佐するとともに、新幹線、交通およびまちづくりに関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
| 課(室)長 | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

2・3 (略)
 第二百三条 削除

(次長等)

- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 品種開発研究部
- 一〇 次世代技術研究部
- 一〇 一五 (略)
- 一〇 一七 (略)
- 病害虫防除室
- 一〇 一六 (略)

(本庁に置く職およびその職務)
 第二百二条 次の表の上欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 職名 | 組織 | 職務 |
|-------|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
| 副部長 | (略) | (略) |
| 課(室)長 | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

2・3 (略)
 (首都圏統括監)
 第二百三条 前条に定めるもののほか、県行政のうち、特に知事が命ずる首都圏に関する事務を掌理させるため、必要に応じ、首都圏統括監を置く。

2 首都圏統括監は、知事または副知事の命を受け、首都圏に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
 (次長等)

第二百六条 次に掲げる出先機関に次長を、嶺南振興局に副局長を、自治研修所、東京事務所および大阪事務所に副所長を、県立病院に副院長を、生活学習館、恐竜博物館、歴史博物館、美術館、若狭歴史博物館、一乗谷朝倉氏遺跡博物館および武道館に副館長を、消防学校および看護専門学校に副校長を、福井産業技術専門学院および敦賀産業技術専門学院に副学院長を置くことがある。

一〇十 (略)

十一 児童・女性相談所

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)

二十二 (略)

二十三 (略)

二十四 (略)

二十五 (略)

二十六 (略)

二十七 (略)

2 (略)

(附置機関の長等)

第二百七条 条例またはこの規則の規定に基づき出先機関に附置される機関(以下この条において「附置機関」という。)にそれぞれの名称を冠した長(人材開発センター、園芸研究センター、栽培漁業センター、海洋資源研究センター)および内水面総合センターにあつては、所長。以下この節において「附置機関の長」という。)を置く。

二〇五 (略)

(局長等)

第二百八条 前三条に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる職(以下この節において「局長等」という。)を、それぞれ同表の中欄に掲げる出先機関の組織に置くことがあり、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第二百六条 次に掲げる出先機関に次長を、嶺南振興局に副局長を、自治研修所、東京事務所および大阪事務所に副所長を、県立病院に副院長を、生活学習館、恐竜博物館、歴史博物館、美術館、若狭歴史博物館、一乗谷朝倉氏遺跡博物館および武道館に副館長を、消防学校および看護専門学校に副校長を、福井産業技術専門学院および敦賀産業技術専門学院に副学院長を置くことがある。

一〇十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)

二十二 (略)

二十三 (略)

二十四 (略)

二十五 (略)

二十六 (略)

2 (略)

(附置機関の長等)

第二百七条 条例またはこの規則の規定に基づき出先機関に附置される機関(以下この条において「附置機関」という。)にそれぞれの名称を冠した長(人材開発センター、園芸研究センター、栽培漁業センター)および内水面総合センターにあつては、所長。以下この節において「附置機関の長」という。)を置く。

二〇五 (略)

(局長等)

第二百八条 前三条に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる職(以下この節において「局長等」という。)を、それぞれ同表の中欄に掲げる出先機関の組織に置くことがあり、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる職員は、それぞれ同表の下欄に掲げる出先機関に勤務を命ぜられたものとみなす。

| 職名 | 組織 | 職務 |
|----------|---|-----------------------|
| (略) | (略) | (略) |
| 局次長 | (略) | (略) |
| センター長 | 児童・女性相談所の福井女性相談支援センターおよび県立病院のセンター | 上司の命を受け、センターの業務を掌理する。 |
| センター次長 | 県立病院のセンター | センター長の職務を補佐する。 |
| センター次長補佐 | 県立病院のセンター | センター次長を補佐し、事務を整理する。 |
| 部長 | (略) | (略) |
| 所長 | 児童・女性相談所の福井児童相談所および県立病院の陽子線がん治療センター陽子線治療研究所 | 上司の命を受け、所の業務を掌理する。 |
| 部次長 | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| 所長代理 | (略) | (略) |
| 所長補佐 | 自治研修所、大阪事務所および名古屋事務所 | 所長を補佐し、事務を整理する。 |
| 講師 | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

(補職)
 第二百九条 所長等、医幹、次長等、附置機関の長および副所長等ならびに局長等は、職員のうちから、知事が命ずる。ただし、次の表の上欄に掲げる職は、それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者(当該職にある者が複数ある場合にあつては、別に指定する者)をもつて充てる。

| 職 | 充てる職 |
|-------------|-----------|
| (略) | (略) |
| 嶺南振興局若狭保健所長 | (略) |
| 若草寮長 | 児童・女性相談所長 |

2 前項本文の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる職員は、それぞれ同表の下欄に掲げる出先機関に勤務を命ぜられたものとみなす。

| 職名 | 組織 | 職務 |
|-------|--------------------------|-----------------------|
| (略) | (略) | (略) |
| 局次長 | (略) | (略) |
| センター長 | 県立病院のセンター | 上司の命を受け、センターの業務を掌理する。 |
| 部長 | (略) | (略) |
| 所長 | 県立病院の陽子線がん治療センター陽子線治療研究所 | 上司の命を受け、研究所の業務を掌理する。 |
| 部次長 | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| 所長代理 | (略) | (略) |
| 所長補佐 | 自治研修所および大阪事務所 | 所長を補佐し、事務を整理する。 |
| 講師 | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

(補職)
 第二百九条 所長等、医幹、次長等、附置機関の長および副所長等ならびに局長等は、職員のうちから、知事が命ずる。ただし、次の表の上欄に掲げる職は、それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者(当該職にある者が複数ある場合にあつては、別に指定する者)をもつて充てる。

| 職 | 充てる職 |
|-------------|----------|
| (略) | (略) |
| 嶺南振興局若狭保健所長 | (略) |
| 若草寮長 | 総合福祉相談所長 |

| | | |
|--|---|------|
| 職員 | (略) | 出先機関 |
| (略) | 嶺南振興局若狭健康福祉センターに勤務を命ぜられた職員(所長を命ぜられた者および前項ただし書の規定により嶺南振興局若狭保健所長の職に充てられた者ならびに福祉課に勤務を命ぜられた者を除く。) | (略) |
| 児童・女性相談所次長を命ぜられた職員ならびに児童・女性相談所地域支援課および児童・女性相談所福井女性相談支援センター女性支援課に勤務を命ぜられた職員 | 若草寮 | (略) |

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

令和六年三月三十一日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第三十七号

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(児童福祉法施行細則の一部改正)

第一条 児童福祉法施行細則(昭和二十三年福井県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | | | |
|--|---|-----------|--|
| 改正後 | 第十五条 児童福祉司または児童委員は、毎月一回、法第二十六条第一項第二号または第二十七条第一項第二号の規定により指導している児童の状況について報告書を作成し、意見を付して児童・女性相談所長または嶺南振興局敦賀児童相談所長に提出しなければならない。 | 改正前 | 第十五条 児童福祉司または児童委員は、毎月一回、法第二十六条第一項第二号または第二十七条第一項第二号の規定により指導している児童の状況について報告書を作成し、意見を付して総合福祉相談所長または嶺南振興局敦賀児童相談所長に提出しなければならない。 |
| 第二十五条 (略) | 2 (略) | 第二十五条 (略) | 2 (略) |
| 3 前二項の規定は、法第三十三条第一項または第二項の規定により、児童・女性相談所長または嶺南振興局敦賀児童相談所長から委託を受けて児童に一時保護を加えた者について準用する。 | 3 前二項の規定は、法第三十三条第一項または第二項の規定により、総合福祉相談所長または嶺南振興局敦賀児童相談所長から委託を受けて児童に一時保護を加えた者について準用する。 | | |

(福井県財務規則の一部改正)

第二条 福井県財務規則(昭和三十九年福井県規則第十一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

| 別表第一(第五条関係) | | 別表第二(第五条の二関係) | |
|--------------|-----------|---------------|--|
| 組織 | 出納員に充てる職 | 組織 | 現金出納員に充てる職 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 東京事務所 | (略) | 東京事務所 | (略) |
| 名古屋事務所 | 所長補佐 | 名古屋事務所 | 総括主任、主任、企画主査、主査 |
| 京都事務所 | 庶務を担当する主任 | 京都事務所 | 庶務を担当する主任 |
| 大阪事務所 | (略) | 大阪事務所 | 庶務を担当する主査 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 健康福祉センター | (略) | 健康福祉センター | (略) |
| 総合福祉相談所 | 精神保健福祉課長 | 総合福祉相談所 | 地域支援課長 |
| 子ども療育センター | (略) | 子ども療育センター | (略) |
| 児童・女性相談所 | 地域支援課長 | 児童・女性相談所 | (略) |
| 嶺南振興局敦賀児童相談所 | (略) | 嶺南振興局敦賀児童相談所 | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 健康福祉センター | (略) | 健康福祉センター | (略) |
| 総合福祉相談所 | (略) | 総合福祉相談所 | 子ども・女性支援課長、判定課長ならびに経 理を担当する主任、企画主査、主査および主 事ならびに児童福祉を担当する主任、企画主 査、主査および主事(子ども・女性支援課お よび判定課の職員に限る。)ならびに徴収を 担当する兼務を命じられた職員 |
| 子ども療育センター | (略) | 子ども療育センター | (略) |

| | |
|---------------------|--|
| 児童・女性相談所 | 緊急対応課長、家庭支援課長、社会的養育課長、心理判定課長、経理または児童福祉を担当する主任、企画主査、主査および主事(緊急対応課、家庭支援課、社会的養育課または心理判定課の職員に限る。)ならびに徴収を担当する兼務を命じられた職員 |
| 嶺南振興局敦賀児童相談所 (略) | (略) |
| 嶺南振興局敦賀児童相談所 | (略) |
| (略) | (略) |

(福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)
 第三条 福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年福井県規則第三十号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

| | |
|---|---|
| (休業補償を行わない場合) | 第七条の二 条例第八条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 |
| (休業補償を行わない場合) | 第七条の二 条例第八条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 |
| 一 (略) 二 少年法第二十四条第一項第二号もしくは第三号の規定による保護処分として児童自立支援施設もしくは少年院に送致され、および収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合または同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合 | 一 (略) 二 少年法第二十四条第一項第二号もしくは第三号の規定による保護処分として児童自立支援施設もしくは少年院に送致され、および収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合または売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条第一項の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合 |

(福井県事務委任規則の一部改正)
 第四条 福井県事務委任規則(昭和四十四年福井県規則第一号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

| | | |
|-------------------------------------|-----------------|-------------------------------------|
| 別表第二(第六条関係) 嶺南振興局長以外の出先機関の長への個別委任事項 | 出先機関の長 | 別表第二(第六条関係) 嶺南振興局長以外の出先機関の長への個別委任事項 |
| (略) | (略) | (略) |
| 年縞博物館長 | (略) | (略) |
| 健康福祉センター所長 | (略) | (略) |
| 一 (略) | (健康福祉部子ども未来課関係) | 一 (略) |

| | |
|---|--|
| | 保健所長 |
| <p>(健康福祉部児童家庭課関係)</p> <p>一 児童福祉法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>この項中児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)を「令」という。</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 法第二十三条の三の規定に基づき、家庭生活に支障が生じている特定妊婦等に対し、妊産婦等生活援助事業の利用を勧奨すること。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 法第五十六条第五項の規定に基づき、法第五十条第六号の三に規定する費用について、地方税の滞納処分^dの例により処分すること。</p> <p>10 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(エネルギー環境部環境政策課関係)</p> <p>一 八 (略)</p> | <p>(略)</p> <p>(健康福祉部健康医療局地域医療課関係)</p> <p>一 六 (略)</p> <p>(健康福祉部健康医療局保健予防課関係)</p> <p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>この項中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)を「施行規則」という。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第十四条第八項の規定に基づき、同条第七項の規定による通知に係る感染症の患者の診断または当該感染症により死亡した者の死体の検案に係る届出を受理すること。</p> |
| <p>(健康福祉部児童家庭課関係)</p> <p>一 児童福祉法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>この項中児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)を「令」という。</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 法第五十六条第十項の規定に基づき、法第五十条第六号の三に規定する費用について、地方税の滞納処分^dの例により処分すること。</p> <p>9 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(エネルギー環境部環境政策課関係)</p> <p>一 八 (略)</p> | <p>(略)</p> <p>(健康福祉部健康医療局地域医療課関係)</p> <p>一 六 (略)</p> <p>(健康福祉部健康医療局保健予防課関係)</p> <p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>この項中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)を「施行規則」という。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法第十四条第八項の規定に基づき、同条第七項の規定による通知に係る感染症の患者の診断または当該感染症により死亡した者の死体の検案に係る届出を受理すること。</p> |

3
21 (略)

22 法第十九条第一項(法第二十六条第一項および第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、一類感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関その他知事が適当と認める病院もしくは診療所に入院し、またはその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告すること。

24 23 (略)

23 法第十九条第三項(法第二十六条第一項および第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第十九条第一項の規定による勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関その他知事が適当と認める病院もしくは診療所に入院させること。

25
26 (略)

27 法第二十条第一項(法第二十六条第一項および第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第十九条の規定により入院している患者に対し特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関その他知事が適当と認める病院もしくは診療所に入院し、またはその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告すること。

28 法第二十条第二項(法第二十六条第一項および第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第二十条第一項の規定による勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関その他知事が適当と認める病院もしくは診療所に入院させること。

29
62 (略)
63 法第四十四条の三第七項(法第五十条の二

3
21 (略)

22 法第十九条第一項(法第二十六条第一項および第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、一類感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関その他知事が適当と認める病院もしくは診療所(以下この項において「特定感染症指定医療機関等」という。)に入院し、またはその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告すること。

24 23 (略)

23 法第十九条第三項(法第二十六条第一項および第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第十九条第一項の規定による勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関等に入院させること。

25
26 (略)

27 法第二十条第一項(法第二十六条第一項および第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第十九条の規定により入院している患者に対し特定感染症指定医療機関等に入院し、またはその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告すること。

28 法第二十条第二項(法第二十六条第一項および第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第二十条第一項の規定による勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関等に入院させること。

29
62 (略)
63 法第四十四条の三第四項(法第五十条の二

第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、必要に応じ、食事の提供等に努めること。

64 法第四十四条の三第八項(法第五十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、食事の提供等を受けた者またはその保護者から、当該食事の提供等に要した実費を徴収すること。

65 法第四十四条の三の五第三項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症の患者の検体または当該感染症の病原体の全部または一部を受理すること。

66 法第四十四条の三の六の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出を受理すること。

67 〓 70 (略)

71 法第四十六条第一項の規定に基づき、新感染症の所見がある者に対し特定感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関その他知事が適当と認める病院もしくは診療所に入院し、またはその保護者に対し当該新感染症の所見がある者を入院させるべきことを勧告すること。

72 法第四十六条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときに、当該勧告に係る新感染症の所見がある者を特定感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関その他知事が適当と認める病院または診療所に入院させること。

73 法第四十六条第三項の規定に基づき、新感染症の所見がある者を適当と認める病院または診療所に入院させること。

74 〓 84 (略)

85 法第五十条の六第三項の規定に基づき、新感染症の所見がある者の検体または当該感染

第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、必要に応じ、食事の提供等に努めること。

64 法第四十四条の三第五項(法第五十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、食事の提供等を受けた者またはその保護者から、当該食事の提供等に要した実費を徴収すること。

65 法第四十四条の三の二第三項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症の患者の検体または当該感染症の病原体の全部または一部を受理すること。

66 法第四十四条の三の三の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出を受理すること。

67 〓 70 (略)

71 法第四十六条第一項の規定に基づき、新感染症の所見がある者に対し特定感染症指定医療機関等に入院し、またはその保護者に対し当該新感染症の所見がある者を入院させるべきことを勧告すること。

72 法第四十六条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときに、当該勧告に係る新感染症の所見がある者を入院させること。

73 法第四十六条第三項の規定に基づき、新感染症の所見がある者を適当と認める病院に入院させること。

74 〓 84 (略)

85 法第五十条の三第三項の規定に基づき、新感染症の所見がある者の検体または当該感染

症の病原体の全部または一部を受理すること。
 86 法第五十条の七の規定に基づき、新感染症の所見がある者の退院等の届出を受理すること。
 87 93 (略)
 二 (略)
 (健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課関係)
 一 一十八 (略)

十九 (略)
 二十 (略)
 二十一 (略)
 二十二 (略)
 二十三 (略)
 二十四 (略)

症の病原体の全部または一部を受理すること。
 86 法五十条の四の規定に基づき、新感染症の所見がある者の退院等の届出を受理すること。
 87 93 (略)
 二 (略)
 (健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課関係)
 一 一十八 (略)
 十九 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務
 1 法第三十六条第一項の規定に基づき、水道施設の改善を指示すること。
 2 法第三十六条第二項の規定に基づき、水道事業者等に対し、水道技術管理者の変更を勧告すること。
 3 法第三十六条第三項の規定に基づき、簡易専用水道の設置者に対し、必要な措置を採るべき旨を指示すること。
 4 法第三十八条第一項の規定に基づき、水道事業者に対し、供給条件の変更の認可の申請を命ずること。
 5 法第三十九条第二項の規定に基づき、専用水道設置者から報告を徴し、または職員に、工事現場等に立ち入らせ、検査させること。
 6 法第三十九条第三項の規定に基づき、簡易専用水道設置者から報告を徴し、または職員に、簡易専用水道の用に供する施設のある場所に、簡易専用水道の用に供する施設のある場所等に立ち入らせ、検査させること。
 二十 (略)
 二十一 (略)
 二十二 (略)
 二十三 (略)
 二十四 (略)
 二十五 (略)

| | |
|-----------------|--|
| <p>総合福祉相談所長</p> | |
| | <p>(土木部河川課関係)</p> <p>一 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>1 法第三十六条第一項の規定に基づき、水道施設の改善を指示すること。</p> <p>2 法第三十六条第二項の規定に基づき、水道事業者等に対し、水道技術管理者の変更を勧告すること。</p> <p>3 法第三十六条第三項の規定に基づき、簡易専用水道の設置者に対し、必要な措置を採るべき旨を指示すること。</p> <p>4 法第三十八条第一項の規定に基づき、水道事業者に対し、供給条件の変更の認可の申請を命ずること。</p> <p>5 法第三十九条第二項の規定に基づき、専用水道設置者から報告を徴し、または職員に、工事現場等に立ち入らせ、検査させること。</p> <p>6 法第三十九条第三項の規定に基づき、簡易専用水道設置者から報告を徴し、または職員に、簡易専用水道の用に供する施設のある場所等に立ち入らせ、検査させること。</p> |
| <p>総合福祉相談所長</p> | <p>一 福井県若草寮管理規則(昭和五十七年福井県規則第三十二号。以下この項中「規則」という。)の施行に関する事務</p> <p>1 規則第二条第一項の規定に基づき、入寮申請書を受理すること。</p> <p>2 規則第二条第二項の規定に基づき、若草寮の入寮を委託すること。</p> <p>3 規則第二条第四項の規定に基づき、入寮の可否を決定すること。</p> <p>4 規則第九条第一項または第二項の規定に基づき、在寮者から退寮についての申出を受けた場合または在寮者に収容保護を必要としないう事由が生じた場合に、総合福祉相談所長に通知し、その意見を求めること。</p> |

| | | | |
|---|---|--|---|
| <p>児童・女性相談所長および嶺南振興局敦賀児童相談所長</p> | <p>子ども療育センター所長 児童・女性相談所長</p> | <p>二一 (略)</p> | <p>一 (略)</p> |
| <p>13 12 11 10 9 8 7 (略) 法第二十八条第三項本文の規定に基づき、</p> | <p>一 児童福祉法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中児童福祉法施行令を「施行令」、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)を「施行規則」、児童福祉法第五十六条の規定に基づく費用の徴収に関する規則を「規則」という。 1〜5 (略) 6 法第二十四条の二十四第二項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の入所者について、満二十歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めること。</p> | <p>(略) 一 福井県若草寮管理規則(昭和五十七年福井県規則第三十二号。以下この項中「規則」という。)の施行に関する事務 1 規則第二条第一項の規定に基づき、申請書を受理すること。 2 規則第二条第二項の規定に基づき、入寮の可否を決定すること。 3 規則第四条の規定に基づき、退寮の可否を決定すること。</p> | <p>二一 (略)</p> |
| <p>12 11 10 9 8 7 6 (略) 法第二十八条第四項本文の規定に基づき、</p> | <p>総合福祉相談所長および嶺南振興局敦賀児童相談所長 一 児童福祉法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中児童福祉法施行令を「施行令」、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)を「施行規則」、児童福祉法第五十六条の規定に基づく費用の徴収に関する規則を「規則」という。 1〜5 (略)</p> | <p>子ども療育センター所長 (略)</p> | <p>三二 (略) 5 規則第九条第三項の規定に基づき、退寮の可否を決定すること。</p> |

やむを得ない事情があるときに、申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き措置を採ること。

14 法第二十八条第四項の規定に基づき、家庭裁判所に対し、指導措置に関する報告等をする事。

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

やむを得ない事情があるときに、申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き措置を採ること。

13 法第二十八条第五項の規定に基づき、家庭裁判所に対し、指導措置に関する報告等をする事。

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

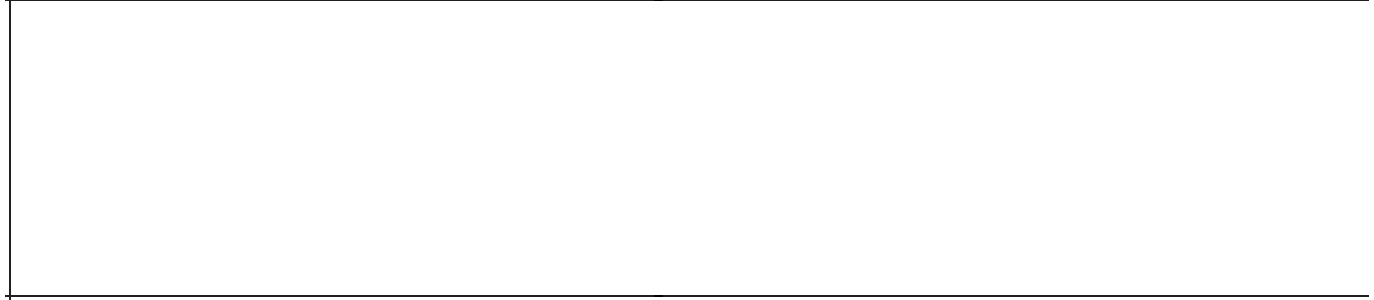
(略)

(略)

(略)

(略)

24 法第三十三条の六第一項の規定に基づき、児童自立生活援助事業を行う者に委託して、義務教育終了児童等に対し、義務教育児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助および生活指導ならびに就業の支援を行う事。



二
(略)

43 (略) 42 (略) 41 (略) 40 (略) 39 (略)

38 (略) 37 (略) 36 (略) 35 (略) 34 (略) 33 (略) 32 (略)

31 法第三十四条の七の二の規定に基づき、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童およびその保護者に対して、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談および助言その他の必要な支援を行うこと。

30 法第三十三条の六の三の規定に基づき、法第二十五条の七第一項第三号もしくは第二項第四号、第二十五条の八第四号または第二十六條第一項第六号の規定による報告を受けた児童または第三十三條第八項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等に対し、社会的養護自立支援拠点事業の利用を勧奨すること。

29 28 (略)

法第三十三条の六第四項の規定に基づき、法第二十五条の七第一項第三号もしくは第二項第四号、第二十五条の八第四号または第二十六條第一項第六号の規定による報告を受けた児童に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨すること。



二
(略)

38 (略) 37 (略) 36 (略) 35 (略) 34 (略)

33 (略) 32 (略) 31 (略) 30 (略) 29 (略) 28 (略) 27 (略)

33 法第五十六条第十項の規定に基づき、法第五十条第七号から第七号の三までに規定する費用について、地方税の滞納処分例により処分をすること。

26 25 (略)

法第三十三条の六第四項の規定に基づき、法第二十五条の七第一項第三号もしくは第二項第四号、第二十五条の八第四号または第二十六條第一項第五号の規定による報告を受けた児童に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨すること。

| | | | |
|--|-----|----------|----------|
| 県立病院長 | (略) | 家畜保健衛生所長 | 越前漁港事務所長 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| <p>一 (略)</p> <p>二 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三十七号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>155 (略)</p> <p>6 法第四十一条第一項の規定に基づき、漁港施設等活用事業の推進に関する計画(以下「活用推進計画」という。)を定めること。</p> <p>7 法第四十一条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、活用推進計画に同条第二項第三号および第六号に掲げる事項(漁港施設の貸付けに係るものに限る。)を定めるときに、漁港施設の所有者の同意を得ること。</p> <p>8 法第四十一条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、関係地方公共団体、当該漁港を利用する水産業者および水産業に関する団体その他の関係者の意見を聴くこと。</p> <p>9 法第四十一条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、活用推進計画を公表すること。</p> <p>10 法第四十三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第四十二条第一項の規定による漁港施設等活用事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を認定すること。</p> <p>11 法第四十三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、公告、縦覧その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>12 法第四十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、認</p> | | | |

| | | | |
|--|-----|----------|----------|
| 県立病院長 | (略) | 家畜保健衛生所長 | 越前漁港事務所長 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| <p>一 (略)</p> <p>二 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>155 (略)</p> | | | |

- 定を受けた者の氏名または名称等を公表するとともに、漁港施設の所有者に通知すること。
- 13 法第四十三条第四項の規定に基づき、実施計画の変更を認定すること。
- 14 法第四十五条第一項の規定に基づき、認定計画実施者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 15 法第四十五条第二項の規定に基づき、法第四十三条第一項または第四項の認定を取り消すこと。
- 16 法第四十五条第三項の規定に基づき、法第四十五条第二項の規定により認定を取り消した旨を公表するとともに、漁港施設の所有者に通知すること。
- 17 法第四十八条の規定に基づき、認定計画実施者(法第五十一条第一項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定を受けた者に限る。)に漁港水面施設運営権を設定すること。
- 18 法第四十九条第一項の規定に基づき、同項各号に掲げる事項を定めること。
- 19 法第四十九条第二項の規定に基づき、同条第一項第二号に掲げる水域における水面を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得ること。
- 20 法第五十二条第一項の規定に基づき、活用推進計画に従い、認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定すること。
- 21 法第五十五条第一項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の移転を許可すること。
- 22 法第五十五条第四項の規定に基づき、同項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査すること。
- 23 法第五十五条第五項の規定に基づき、公告、縦覧その他の必要な措置を講ずること。

- 24 法第五十五条第六項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の移転の許可を受けた者の氏名または名称、移転前認定計画の概要等を公表すること。
- 25 法第五十七条第三項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の存続期間を更新すること。
- 26 法第五十九条第一項の規定に基づき、漁港水面施設運営権を取り消すこと。
- 27 法第五十九条第二項の規定に基づき、漁港水面施設運営権を取り消し、またはその行使の停止を命ずること。
- 28 法第五十九条第三項の規定に基づき、抵当権者に通知すること。
- 29 法第六十条第一項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の取消しまたはその行使の停止によつて損失を受けた漁港水面施設運営権者または漁港水面施設運営権者であつた者（以下この条において単に「漁港水面施設運営権者」という。）に対して、通常生ずべき損失を補償すること。
- 30 法第六十条第二項の規定に基づき、漁港水面施設運営権者と協議すること。
- 31 法第六十条第三項の規定に基づき、自己の見積もつた金額を漁港水面施設運営権者に支払うこと。
- 32 法第六十条第六項の規定に基づき、補償金を供託すること。
- 33 法第六十条第八項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の取消しまたはその行使の停止によつて損失の補償金額の全部または一部をその理由を生じさせた者に負担させること。
- 34 法第六十一条第一項の規定に基づき、漁港協力団体を指定すること。
- 35 法第六十一条第二項の規定に基づき、漁港協力団体の名称、住所および事務所の所在地を公示すること。

| | | | |
|--|--------------------------|------------|---|
| <p>土木事務所長(敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。)</p> | <p>総合グリーンセンター 所長</p> | <p>(略)</p> | <p>三 (略)</p> |
| <p>(土木部土木管理課関係) 一、四 (略)</p> <p>(土木部道路保全課関係)</p> <p>一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 法第二十七條第四項および第五項の規定に基づき、道路管理者に代わつてその権限を行うこと(法第七十一條第一項の規定による処</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>36 法第六十一條第三項の規定に基づき、漁港協力団体の名称、住所または事務所の所在地の変更に係る届出を受理すること。</p> <p>37 法第六十一條第四項の規定に基づき、漁港協力団体は、その名称、住所または事務所の所在地の変更に係る事項を公示すること。</p> <p>38 法第六十三條第一項の規定に基づき、漁港協力団体に対し、その業務に関し報告をさせること。</p> <p>39 法第六十三條第二項の規定に基づき、漁港協力団体に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>40 法第六十三條第三項の規定に基づき、漁港協力団体の指定を取り消すこと。</p> <p>41 法第六十三條第四項の規定に基づき、漁港協力団体の指定を取り消した旨を公示すること。</p> |
| <p>土木事務所長(敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。)</p> | <p>総合グリーンセンター 所長</p> | <p>(略)</p> | <p>三 (略)</p> |
| <p>(土木部土木管理課関係) 一、四 (略)</p> <p>(土木部道路保全課関係)</p> <p>一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>1・2 (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>三 (略)</p> |

行の中止等について必要な措置をすることを命じ、または路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者もしくは回復して同一の道路に車両を通行させようとする者に対し、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずること。

22 法第四十七条の十五第一項もしくは第二項または第四十八条の十一第二項の規定に基づき、禁止もしくは制限の対象、区間等を明瞭に記載した道路標識を設け、または自動車専用道路の入口その他必要な場所に通行の禁止もしくは制限の対象を明らかにした道路標識を設けること。

23 (略)

24 (略)

25 (略)

26 (略)

27 法第六十七条の二第一項の規定に基づき、車両を移動すること。

28 法第六十七条の二第二項の規定に基づき、所轄警察署長の意見を聴くこと。

29 法第六十七条の二第三項の規定に基づき、車両を保管し、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講ずること。

30 法第六十七条の二第四項の規定に基づき、車両の所有者または使用者に対し、保管を始めた日時および保管の場所を告知し、その他当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じ、または公示すること。

31 法第六十七条の二第五項の規定に基づき、車両を移動すること。

32 (略)

の中止等について必要な措置をすることを命じ、または路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者もしくは回復して同一の道路に車両を通行させようとする者に対し、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずること。

13 法第四十七条の四第一項もしくは第二項または第四十八条の十一第二項の規定に基づき、禁止もしくは制限の対象、区間等を明瞭に記載した道路標識を設け、または自動車専用道路の入口その他必要な場所に通行の禁止もしくは制限の対象を明らかにした道路標識を設けること。

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

| | | | |
|----|---|---|---|
| 41 | 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第三百三十七条の十二第六項また | 37 | 法第九十五条の二第一項の規定に基づき、公安委員会の意見を聴くこと。 |
| 40 | (略) | 二〇四 | (略) |
| 39 | (略) | (土木部河川課関係) | |
| 38 | (略) | 一・二 | (略) |
| 37 | (略) | (土木部都市計画課関係) | |
| 36 | (略) | 一 (略) | |
| 35 | (略) | (土木部建築住宅課関係) | |
| 34 | (略) | 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 | |
| 33 | (略) | 1 27 | (略) |
| 32 | (略) | 28 | 法第八十五条第五項の規定に基づき、応急仮設建築物(建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の十五の八各号に掲げる用途に供する応急仮設建築物に限る。)の存続の許可の期間を延長すること。 |
| 31 | (略) | | |
| 30 | (略) | | |
| 29 | (略) | | |

| | | | |
|----|-----|---|-----|
| 39 | (略) | 24 | (略) |
| 38 | (略) | 21 | (略) |
| 37 | (略) | 20 | (略) |
| 36 | (略) | 19 | (略) |
| 35 | (略) | | |
| 34 | (略) | | |
| 33 | (略) | | |
| 32 | (略) | | |
| 31 | (略) | | |
| 30 | (略) | | |
| 29 | (略) | | |
| 28 | (略) | | |
| | | 1 27 | (略) |
| | | 事務 | |
| | | 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 | |
| | | (土木部建築住宅課関係) | |
| | | 一 (略) | |
| | | (土木部都市計画課関係) | |
| | | (略) | |
| | | 一・二 | (略) |
| | | (土木部河川課関係) | |
| | | 二〇四 | (略) |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>小浜土木事務所長および港湾事務所長 (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>小浜土木事務所長および港湾事務所長 (略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>別表第二の二(第六条関係) 出先機関の長 嶺南振興局長</p> | <p>嶺南振興局長への個別委任事項 (略) (農林水産部農地保全整備課、農林水産部森づくり課および土木部砂防防災課関係) 一 (略) (農林水産部水産課関係) 一 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 159 (略)</p> | <p>別表第二の二(第六条関係) 出先機関の長 嶺南振興局長</p> | <p>嶺南振興局長への個別委任事項 (略) (農林水産部農地保全整備課、農林水産部森づくり課および土木部砂防防災課関係) 一 (略) (農林水産部水産課関係) 一 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 159 (略)</p> |
| <p>10 法第四十一条第一項の規定に基づき、漁港</p> | <p>42 建築基準法施行令第百三十七条の十六第一項第二号の規定に基づき、建築物の移転について支障がないと認めること。 43 (略) 44 (略) 二八 (略) 九 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)を「施行規則」という。 1516 (略) 一 (エネルギー環境部自然環境課関係) (略)</p> | <p>40 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百三十七条の十六第一項第二号の規定に基づき、建築物の移転について支障がないと認めること。 41 (略) 42 (略) 二八 (略) 九 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)を「施行規則」という。 1516 (略) 一 (エネルギー環境部自然環境課関係) (略)</p> | <p>40 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百三十七条の十六第一項第二号の規定に基づき、建築物の移転について支障がないと認めること。 41 (略) 42 (略) 二八 (略) 九 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 この項中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)を「施行規則」という。 1516 (略) 一 (エネルギー環境部自然環境課関係) (略)</p> |

- 施設等活用事業の推進に関する計画(以下「活用推進計画」という。)を定めること。
- 11 法第四十一条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、活用推進計画に同条第二項第三号および第六号に掲げる事項(漁港施設の貸付けに係るものに限る。)を定めるときに、漁港施設の所有者の同意を得ること。
- 12 法第四十一条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、関係地方公共団体、当該漁港を利用する水産業者および水産業に関する団体その他の関係者の意見を聴くこと。
- 13 法第四十一条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、活用推進計画を公表すること。
- 14 法第四十三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第四十二条第一項の規定による漁港施設等活用事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を認定すること。
- 15 法第四十三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、公告、縦覧その他の必要な措置を講ずること。
- 16 法第四十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、認定を受けた者の氏名または名称等を公表するとともに、漁港施設の所有者に通知すること。
- 17 法第四十三条第四項の規定に基づき、実施計画の変更を認定すること。
- 18 法第四十五条第一項の規定に基づき、認定計画実施者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 19 法第四十五条第二項の規定に基づき、法第四十三条第一項または第四項の認定を取り消

- すこと。
- 20 法第四十五条第三項の規定に基づき、法第四十五条第二項の規定により認定を取り消した旨を公表するとともに、漁港施設の所有者に通知すること。
- 21 法第四十八条の規定に基づき、認定計画実施者（法第五十一条第一項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定を受けた者に限る。）に漁港水面施設運営権を設定すること。
- 22 法第四十九条第一項の規定に基づき、同項各号に掲げる事項を定めること。
- 23 法第四十九条第二項の規定に基づき、同条第一項第二号に掲げる水域における水面を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得ること。
- 24 法第五十二条第一項の規定に基づき、活用推進計画に従い、認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定すること。
- 25 法第五十五条第一項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の移転を許可すること。
- 26 法第五十五条第四項の規定に基づき、同項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査すること。
- 27 法第五十五条第五項の規定に基づき、公告、縦覧その他の必要な措置を講じること。
- 28 法第五十五条第六項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の移転の許可を受けた者の氏名または名称、移転前認定計画の概要等を公表すること。
- 29 法第五十七条第三項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の存続期間を更新すること。
- 30 法第五十九条第一項の規定に基づき、漁港水面施設運営権を取り消すこと。
- 31 法第五十九条第二項の規定に基づき、漁港水面施設運営権を取り消し、またはその行使

- の停止を命ずること。
- 32 法第五十九条第三項の規定に基づき、抵当権者に通知すること。
- 33 法第六十条第一項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の取消しまたはその行使の停止によつて損失を受けた漁港水面施設運営権者または漁港水面施設運営権者であつた者（以下この条において単に「漁港水面施設運営権者」という。）に対して、通常生ずべき損失を補償すること。
- 34 法第六十条第二項の規定に基づき、漁港水面施設運営権者と協議すること。
- 35 法第六十条第三項の規定に基づき、自己の見積もつた金額を漁港水面施設運営権者に支払うこと。
- 36 法第六十条第六項の規定に基づき、補償金を供託すること。
- 37 法第六十条第八項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の取消しまたはその行使の停止によつて損失の補償金額の全部または一部をその理由を生じさせた者に負担させること。
- 38 法第六十一条第一項の規定に基づき、漁港協力団体を指定すること。
- 39 法第六十一条第二項の規定に基づき、漁港協力団体の名称、住所および事務所の所在地を公示すること。
- 40 法第六十一条第三項の規定に基づき、漁港協力団体の名称、住所または事務所の所在地の変更に係る届出を受理すること。
- 41 法第六十一条第四項の規定に基づき、漁港協力団体は、その名称、住所または事務所の所在地の変更に係る事項を公示すること。
- 42 法第六十三条第一項の規定に基づき、漁港協力団体に対し、その業務に関し報告をさせること。
- 43 法第六十三条第二項の規定に基づき、漁港

| | |
|-----|---|
| 12 | 法第四十四条の三第一項の規定に基づき、 |
| 11 | (略) |
| 10 | (略) |
| 9 | (略) |
| 8 | (略) |
| 7 | 法第三十七条第二項の規定に基づき、道路の占用を禁止し、または制限する区域を指定し、または解除しようとするとき、所轄警察署長と協議すること。 |
| 6 | 法第三十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、利便増進誘導区域を管轄する所轄警察署長と協議すること。 |
| 5 | (略) |
| 4 | (略) |
| 3 | 法第二十七条第四項および第五項の規定に基づき、道路管理者に代わつてその権限を行うこと(法第七十一条第一項の規定による処分を除く。) |
| 1・2 | (略) |
| 1 | 道路法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 |
| | (土木部道路保全課関係) |
| | 一〇七 (略) |
| | (土木部土木管理課関係) |
| | 一〇三 (略) |
| | (農林水産部県産材活用課関係) |
| | 二・三 (略) |
| 4 | 法第六十三条第三項の規定に基づき、漁港協力団体の指定を取り消すこと。 |
| 4 | 法第六十三条第四項の規定に基づき、漁港協力団体の指定を取り消した旨を公示すること。 |

| | |
|-----|-----------------------------|
| 8 | (略) |
| 7 | (略) |
| 6 | (略) |
| 5 | (略) |
| 4 | (略) |
| 3 | (略) |
| 1・2 | (略) |
| 1 | 道路法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 |
| | (土木部道路保全課関係) |
| | 一〇七 (略) |
| | (土木部土木管理課関係) |
| | 一〇三 (略) |
| | (農林水産部県産材活用課関係) |
| | 二・三 (略) |

違法放置等物件を除去し、または除去させること。

13 法第四十四条の三第二項の規定に基づき、違法放置等物件を保管すること。

14 法第四十四条の三第三項の規定に基づき、公示すること。

15 法第四十四条の三第四項の規定に基づき、違法放置等物件を売却し、その売却した代金を保管すること。

16 法第四十四条の三第五項の規定に基づき、違法放置等物件を廃棄すること。

17 法第四十五条第一項の規定に基づき、道路標識または区画線を設けること。

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 法第四十七条の十四第一項または第二項の規定に基づき、車両制限令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の方法について必要な措置をとることを命じ、または路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者もしくはは反復して同一の道路に車両を通行させようとする者に対し、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずること。

22 法第四十七条の十五第一項もしくは第二項または第四十八条の十一第二項の規定に基づき、禁止もしくは制限の対象、区間等を明瞭に記載した道路標識を設け、または自動車専用道路の入口その他必要な場所に通行の禁止もしくは制限の対象を明らかにした道路標識を設けること。

23 (略)

24 (略)

25 (略)

26 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 法第四十七条の三第一項または第二項の規定に基づき、車両制限令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の方法について必要な措置をとることを命じ、または路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者もしくはは反復して同一の道路に車両を通行させようとする者に対し、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずること。

13 法第四十七条の四第一項もしくは第二項または第四十八条の十一第二項の規定に基づき、禁止もしくは制限の対象、区間等を明瞭に記載した道路標識を設け、または自動車専用道路の入口その他必要な場所に通行の禁止もしくは制限の対象を明らかにした道路標識を設けること。

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

| | |
|-----|--|
| 27 | 法第六十七条の二第一項の規定に基づき、車両を移動すること。 |
| 28 | 法第六十七条の二第二項の規定に基づき、所轄警察署長の意見を聴くこと。 |
| 29 | 法第六十七条の二第三項の規定に基づき、車両を保管し、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じること。 |
| 30 | 法第六十七条の二第四項の規定に基づき、車両の所有者または使用者に対し、保管を始めた日時および保管の場所を告知し、その他当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じ、または公示すること。 |
| 31 | 法第六十七条の二第五項の規定に基づき、車両を移動すること。 |
| 32 | (略) |
| 33 | (略) |
| 34 | (略) |
| 35 | (略) |
| 36 | (略) |
| 37 | 法第九十五条の二第一項の規定に基づき、公安委員会の意見を聴くこと。 |
| 二〇四 | (略) |
| 一・二 | (土木部河川課関係) |
| (略) | (略) |
| 一〇四 | (土木部都市計画課関係) |
| (略) | (略) |
| 一 | (土木部建築住宅課関係) |
| 1 | 建築基準法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 |
| 1 | 34 (略) |
| 35 | 法第八十五条第五項の規定に基づき、応急 |

| | |
|-----|-------------------------------|
| 18 | (略) |
| 19 | (略) |
| 20 | (略) |
| 21 | (略) |
| 22 | (略) |
| 二〇四 | (略) |
| 一・二 | (土木部河川課関係) |
| (略) | (略) |
| 一〇四 | (土木部都市計画課関係) |
| (略) | (略) |
| 一 | (土木部建築住宅課関係) |
| 1 | 建築基準法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 |
| 1 | 34 (略) |

(里親委託等取扱規則の一部改正)

| | |
|-----------------|--|
| 15 16 (略) | <p>仮設建築物(建築基準法施行規則第十条の十五の八各号に掲げる用途に供する応急仮設建築物に限る。)の存続の許可の期間を延長すること。</p> <p>48 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第六項または第七項の規定に基づき、建築物の大規模の修繕または大規模の模様替について支障がないと認めること。</p> <p>49 建築基準法施行令第三百三十七条の十六第一項第二号の規定に基づき、建築物の移転について支障がないと認めること。</p> <p>51(略) 50(略)</p> <p>二〇八(略)</p> <p>九 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>この項中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則を「施行規則」という。</p> |
|-----------------|--|

| | |
|-----------------|---|
| 15 16 (略) | <p>47 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百三十七条の十六第一項第二号の規定に基づき、建築物の移転について支障がないと認めること。</p> <p>49(略) 48(略)</p> <p>二〇八(略)</p> <p>九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>この項中建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則を「施行規則」という。</p> <p>46(略) 45(略) 44(略) 43(略) 42(略) 41(略) 40(略) 39(略) 38(略) 37(略) 36(略) 35(略)</p> |
|-----------------|---|

第五条 里親委託等取扱規則(平成十三年福井県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(書類の經由)
 第十五条 法、府令またはこの規則の規定により知事に提出する書類は、提出者の住所地を所管する児童・女性相談所長または嶺南振興局敦賀児童相談所長を經由しなければならない。

(書類の經由)
 第十五条 法、府令またはこの規則の規定により知事に提出する書類は、提出者の住所地を所管する総合福祉相談所長または嶺南振興局敦賀児童相談所長を經由しなければならない。

(福井県職員倫理規則の一部改正)

第六条 福井県職員倫理規則(令和元年福井県規則第四十号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

| 別表第一(第六条、第十一条関係) | | | 別表第一(第六条、第十一条関係) | | |
|---|---|---------|--|--|---------|
| 本庁 | 本庁 | 倫理監督責任者 | 本庁 | 本庁 | 倫理監督責任者 |
| 危機管理監、部長(総務部長を除く)、DX推進監、新幹線・交通まちづくり局長、文化・スポーツ局長、健康医療局長、感染症対策監、会計管理者、知事公室長、会計局長および部の事務を総括する副部長 | 危機管理監、部長(総務部長を除く)、DX推進監、新幹線・交通まちづくり局長、文化・スポーツ局長、健康医療局長、感染症対策監、会計管理者、知事公室長、会計局長および部の事務を総括する副部長 | (略) | 首都圏統括監、危機管理監、部長(総務部長を除く)、DX推進監、新幹線・交通まちづくり局長、文化・スポーツ局長、健康医療局長、感染症対策監、会計管理者、知事公室長、会計局長および部の事務を総括する副部長 | 首都圏統括監、危機管理監、部長(総務部長を除く)、DX推進監、新幹線・交通まちづくり局長、文化・スポーツ局長、健康医療局長、感染症対策監、会計管理者、知事公室長、会計局長および部の事務を総括する副部長 | 倫理監督責任者 |
| 上記以外の職員 | 上記以外の職員 | (略) | 上記以外の職員 | 上記以外の職員 | (略) |
| 出先機関 | 出先機関 | (略) | 出先機関 | 出先機関 | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

附則
 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

福井県告示第138号

証紙による収入の方法によらない手数料の指定(昭和40年福井県告示第503号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月31日

福井県知事 杉本 達治

17中「福井県総合福祉相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置および管理に関する条例」を「福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

福井県告示第139号

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置(昭和55年福井県告示第300号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---------------------|-----------------|---------------------|------------|
| 名称 (略) | 位置 (略) | 名称 (略) | 位置 (略) |
| こども療育センター | (略) | こども療育センター | (略) |
| <u>児童・女性相談所</u> | <u>福井市木田3丁目</u> | | |
| 嶺南振興局敦賀児童相談所 (略) | (略) (略) | 嶺南振興局敦賀児童相談所 (略) | (略) (略) |

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令

福井県訓令第5号

庁中一般
教育長
警察本部
各出先機関
労働委員会事務局

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和6年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(福井県職員服務規程の一部改正)

第1条 福井県職員服務規程(昭和39年福井県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 所属長 次の表の右欄に掲げる者にあつては、同表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる者をいう。

| | | |
|---------------------------|-------|--------------------------------|
| 本庁 | 副知事 | 危機管理監および総務部長 |
| | 総務部長 | (略) |
| | 部長 | (略) |
| | 部内局長 | 部内局に置かれる副局長および課(室)の長(課内室長を除く。) |
| | 会計管理者 | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| 嶺南振興局(嶺南振興局の 出先機関を除く。) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 所属長 次の表の右欄に掲げる者にあつては、同表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる者をいう。

| | | |
|---------------------------|-------|--------------------------|
| 本庁 | 副知事 | 首都圏統括監、危機管理監および総務部長 |
| | 総務部長 | (略) |
| | 部長 | (略) |
| | 部内局長 | 部内局に置かれる課(室)の長(課内室長を除く。) |
| | 会計管理者 | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| 嶺南振興局(嶺南振興局の 出先機関を除く。) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

(福井県工事検査規程の一部改正)

第2条 福井県工事検査規程(昭和40年福井県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第1(第2条関係)

別表第1(第2条関係)

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 本庁の課 | 工事検査職員に充てる職 |
| (略) | (略) |
| 道路保全課 | (略) |
| 河川課 | 河川整備、河川計画、ダム整備、ダム管理または上下水道整備を担当する各主任 |
| 砂防防災課 | (略) |
| 港湾空港課 | (略) |
| 都市計画課 | 都市公園整備、市街地整備または街路整備を担当する各主任 |

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 本庁の課 | 工事検査職員に充てる職 |
| (略) | (略) |
| 道路保全課 | (略) |
| 河川課 | 河川整備、河川計画、ダム整備、ダム管理または下水道整備を担当する各主任 |
| 砂防防災課 | (略) |
| 港湾空港課 | (略) |
| 都市計画課 | 都市公園整備、新幹線駅周辺整備または街路整備を担当する各主任 |

| | | | |
|-------|-----|-------|-----|
| 建築住宅課 | (略) | 建築住宅課 | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

(職員をもって充てる附属機関の委員等に関する訓令の一部改正)

第3条 職員をもって充てる附属機関の委員等に関する訓令(昭和40年福井県訓令第34号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--------------|----------|--------------|----------|
| 別表(第2条関係) | | | |
| 附属機関の名称 | 委員等に充てる職 | 附属機関の名称 | 委員等に充てる職 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 福井県国民保護協議会 | (略) | 福井県国民保護協議会 | (略) |
| 福井県国民健康保険審査会 | (略) | 福井県売春防止対策本部 | 健康福祉部長 |
| (略) | (略) | 福井県国民健康保険審査会 | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

(福井県職員被服等貸与規程の一部改正)

第4条 福井県職員被服等貸与規程(昭和46年福井県訓令第4号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------|--------------------------------------|----------|-----------------------------|
| 別表(第2条関係) | | | |
| 被服貸与者 | 職 | 被服貸与者 | 職 |
| 所属 | (略) | 所属 | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 年縞博物館 | (略) | 年縞博物館 | (略) |
| 医薬食品・衛生課 | 毒物または劇物の取締りに係る現地検査業務および指導監督業務に従事する職員 | 医薬食品・衛生課 | 水道事業の現地検査業務および指導監督業務に従事する職員 |
| 獣医療および臨床 | (略) | 獣医療および臨床 | (略) |
| 貸与品名 | (略) | 貸与品名 | 作業衣上下 |
| 数量 | (略) | 数量 | 1 |
| 貸与期間 | (略) | 貸与期間 | 3 |

| | | | | | | | | |
|-----------|---------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 検査業務に従事する職員 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | | |
| 健康福祉センター | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | | |
| 総合福祉相談所 | 理学療法業務に従事する職員 | トレーニングウェア上 | 1 | 2 | (略) | (略) | | |
| | | トレーニングウェア下 | | | | | | |
| | | 白衣帽子 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| | | 白衣 | 1 | 2 | 2 | 2 | | |
| 子ども療育センター | 栄養業務に従事する職員 | トレーニングウェア上下 | 1 | 2 | (略) | (略) | | |
| | | トレーニングウェア上下 | | | | | | |
| | | 白衣 | 1 | 2 | 2 | 2 | | |
| 児童・女性相談所 | 看護師 | トレーニングウェア上下 | 1 | 2 | (略) | (略) | | |
| | | トレーニングウェア上下 | | | | | | |
| | | 白衣 | 1 | 2 | 2 | 2 | | |
| 教養児童相談所 | 心理判定業務に従事する職員 | トレーニングウェア上下 | 1 | 2 | (略) | (略) | | |
| | | トレーニングウェア上下 | | | | | | |
| | | 白衣 | 1 | 2 | 2 | 2 | | |
| 和敬学園 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | | | | | | | | |

(福井県庁議規程の一部改正)

第5条 福井県庁議規程(昭和48年福井県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|------|--------------------------------------|------|--------------------------------------|
| (構成) | 第2条 庁議は、知事主宰のもとに、次の職にある者(以下「構成員」という。 | (構成) | 第2条 庁議は、知事主宰のもとに、次の職にある者(以下「構成員」という。 |

）をもって構成する。
 (1)～(3) (略)

- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)

(福井県事務決裁規程の一部改正)

第6条 福井県事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第7項および第8項中「首都圏統括監、危機管理監」を「危機管理監」に改める。

（福井県出先機関事務決裁規程の一部改正）

第7条 福井県出先機関事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

）をもって構成する。
 (1)～(3) (略)

- (4) 首都圏統括監
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)

改正後

改正前

(代決)
 第6条 決裁権者が不在のときは、次の表に定めるところにより代決をすることができる。ただし、決裁権者があらかじめ代決をすることを禁止した事項については、この限りでない。

(代決)
 第6条 決裁権者が不在のときは、次の表に定めるところにより代決をすることができる。ただし、決裁権者があらかじめ代決をすることを禁止した事項については、この限りでない。

| 決裁権者の区分 | 代決をすることができる者 | |
|------------------|-------------------------|--------------------------------------|
| | 決裁権者が不在のとき。 | 決裁権者および左欄に掲げる者がともに不在で、かつ、緊急やむを得ないとき。 |
| 出先機関の長（嶺南振興局、原子力 | 次長、副所長、副館長、副校長または副学院院长（ | 次長等が置かれている出先機関にあつては、庶務 |

| 決裁権者の区分 | 代決をすることができる者 | |
|------------------|-------------------------|--------------------------------------|
| | 決裁権者が不在のとき。 | 決裁権者および左欄に掲げる者がともに不在で、かつ、緊急やむを得ないとき。 |
| 出先機関の長（嶺南振興局、原子力 | 次長、副所長、副館長、副校長または副学院院长（ | 次長等が置かれている出先機関にあつては、庶務 |

| | | | |
|--------|--|---|---|
| | 環境監視センター、健康福祉センター、保健所、衛生環境研究センター、県立病院、工業技術センター、農林総合事務所、農業試験場、畜産試験場、水産試験場、総合グリーンセンターおよび丹南土木事務所の長を除く。)) | 以下「次長等」という。 ()が置かれている出先機関にあつては次長等、次長等が置かれていない出先機関にあつては庶務を担当する課(室)長(名古屋事務所にあつては所長補佐)、次長等および庶務を担当する課(室)長が置かれていない出先機関にあつては当該出先機関の長があらかじめ指定する職員 | に関する事務については総務課長、管理室長または利用サービス室長(東京事務所にあつては所長代理、大阪事務所にあつては所長補佐、恐竜博物館にあつてはサービス推進課長、総合福祉相談所にあつては精神保健福祉課長、児童・女性相談所にあつては地域支援課長)、その他の事務については当該事務を所掌する課(室)長(東京事務所にあつては所長代理、大阪事務所にあつては所長補佐) |
| 嶺南振興局長 | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

2 (略)

別表第1(第3条関係) 出先機関の長の専決事項

| 出先機関名 | 項 | 長の専決事項 |
|-----------------------------|--------|--|
| (略) | (略) | (略) |
| 自治研修所 | (略) | (略) |
| 嶺南振興局若狭企画振興室および嶺南振興局二州企画振興室 | 1 2 | (略) 旅行業法(昭和27年法律第239号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 (1) <u>旅行者等の登録に関する</u> こと(法第3条、第5条、第6条、第6条の3、第6条の4、第15条)。 (2) <u>旅行者等に対する措置の勧告および措置命令に関する</u> こと(法第11条の2第8項・第9項、第18条の3第1項)。 |

| | | | |
|--------|--|---|--|
| | 環境監視センター、健康福祉センター、保健所、衛生環境研究センター、県立病院、工業技術センター、農林総合事務所、農業試験場、畜産試験場、水産試験場、総合グリーンセンターおよび丹南土木事務所の長を除く。)) | 以下「次長等」という。 ()が置かれている出先機関にあつては次長等(東京事務所にあつては副所長に限る。)、次長等が置かれていない出先機関にあつては庶務を担当する課(室)長、次長等および庶務を担当する課(室)長が置かれていない出先機関にあつては当該出先機関の長があらかじめ指定する職員 | に関する事務については総務課長、管理室長または利用サービス室長(東京事務所にあつては所長代理、大阪事務所にあつては所長補佐、福井県税事務所にあつては管理課長、恐竜博物館にあつてはサービス推進課長、総合福祉相談所にあつては地域支援課長)、その他の事務については当該事務を所掌する課(室)長(東京事務所にあつては所長代理、大阪事務所にあつては所長補佐) |
| 嶺南振興局長 | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

2 (略)

別表第1(第3条関係) 出先機関の長の専決事項

| 出先機関名 | 項 | 長の専決事項 |
|-----------------------------|--------|--|
| (略) | (略) | (略) |
| 自治研修所 | (略) | (略) |
| 嶺南振興局若狭企画振興室および嶺南振興局二州企画振興室 | 1 2 | (略) 旅行業法(昭和27年法律第239号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 (1) <u>旅行者の登録に関する</u> こと(法第3条、第5条、第6条、第6条の3、第6条の4、第15条)。 (2) <u>旅行者に対する措置命令に関する</u> こと(法第18条の3第1項)。 |

| | | (3) 旅行者等に対する業務の停止命令、登録の取消しおよび登録の抹消に関すること(法第7条、第19条、第20条)。 (4) 旅行サービス手配業者の登録に関すること(法第23条、第25条、第26条、第27条、第35条)。 (5) 旅行サービス手配業者に対する措置の勅告および措置命令に関すること(法第28条第7項・第8項、第36条)。 (6) 旅行サービス手配業者に対する業務の停止命令、登録の取消しおよび登録の抹消に関すること(法第37条、第38条)。 (7) 旅行者等および旅行サービス手配業者からの報告の徴収および立入検査に関すること(法第70条第1項・第3項)。(略) |
|----------------------------|---------------|---|
| 嶺南振興局林業水産部および嶺南振興局二州農林部(略) | (略) | (略) |
| 別表第1の2(第3条関係) | | |
| 出先機関名 | 項 | 長の専決事項 |
| 敦賀土木事務所、小浜土木事務所または敦賀港湾事務所 | 1～4 5 6 | (エネルギー環境部自然環境課関係)(略)(土木部道路保全課関係)(略)道路法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 1・2(略) 3 法第27条第4項および第5項の規定に基づき、道路管理者に代わってその権限を行うこと(法第71条第1項の規定による処分を除く。) 4(略) |

| | | (3) 業務の停止命令、登録の取消しおよび登録の抹消に関すること(法第7条、第19条、第20条)。 (4) 旅行者等からの報告の徴収および立入検査に関すること(法第26条第1項・第3項)。(略) |
|----------------------------|---------------|--|
| 嶺南振興局林業水産部および嶺南振興局二州農林部(略) | (略) | (略) |
| 別表第1の2(第3条関係) | | |
| 出先機関名 | 項 | 長の専決事項 |
| 敦賀土木事務所、小浜土木事務所または敦賀港湾事務所 | 1～4 5 6 | (エネルギー環境部自然環境課関係)(略)(土木部道路保全課関係)(略)道路法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務 1・2(略) 3(略) |

5 (略)

6 法第33条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、利便増進誘導区域を管轄する所轄警察署長と協議すること。

7 法第37条第2項の規定に基づき、道路の占用を禁止し、または制限する区域を指定し、または解除しようとするとき、所轄警察署長と協議すること。

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 法第44条の3第1項の規定に基づき、違法放置等物件を除去し、または除去させること。

13 法第44条の3第2項の規定に基づき、違法放置等物件を保管すること。

14 法第44条の3第3項の規定に基づき、公示すること。

15 法第44条の3第4項の規定に基づき、違法放置等物件を売却し、その売却した代金を保管すること。

16 法第44条の3第5項の規定に基づき、違法放置等物件を廃棄すること。

17 法第45条第1項の規定に基づき、道路標識または区画線を設けること。

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 法第47条の14第1項または第

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 法第47条の3第1項または第

第2項の規定に基づき、車両制限令(昭和36年政令第265号)で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の方法について必要な措置をとることを命じ、または路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者もしくは反復して同一の道路に車両を通行させようとする者に対し、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずること。

22 法第47条の15第1項もしくは第2項または第48条の11第2項の規定に基づき、禁止もしくは制限の対象、区間等を明瞭に記載した道路標識を設け、または自動車専用道路の入口その他必要な場所に通行の禁止もしくは制限の対象を明らかにした道路標識を設けること。

23 (略)
24 (略)
25 (略)
26 (略)

27 法第67条の2第1項の規定に基づき、車両を移動すること。

28 法第67条の2第2項の規定に基づき、所轄警察署長の意見を聴くこと。

29 法第67条の2第3項の規定に基づき、車両を保管し、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講ずること。

2項の規定に基づき、車両制限令(昭和36年政令第265号)で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の方法について必要な措置をとることを命じ、または路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者もしくは反復して同一の道路に車両を通行させようとする者に対し、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずること。

13 法第47条の4第1項もしくは第2項または第48条の11第2項の規定に基づき、禁止もしくは制限の対象、区間等を明瞭に記載した道路標識を設け、または自動車専用道路の入口その他必要な場所に通行の禁止もしくは制限の対象を明らかにした道路標識を設けること。

14 (略)
15 (略)
16 (略)
17 (略)

| | | |
|--|--------------|--|
| | <p>39・40</p> | <p>30 法第67条の2第4項の規定に基づき、車両の所有者または使用者に対し、保管を始めた日時および保管の場所を告知し、その他当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じ、または公示すること。</p> <p>31 法第67条の2第5項の規定に基づき、車両を移動すること。</p> <p>32 (略)</p> <p>33 (略)</p> <p>34 (略)</p> <p>35 (略)</p> <p>36 (略)</p> <p>37 法第95条の2第1項の規定に基づき、公安委員会の意見を聴くこと。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10・11 (土木部河川課関係) (略)</p> <p>12～25 (略)</p> <p>26～29 (土木部都市計画課関係) (略)</p> <p>30～37 (土木部建築住宅課関係) (略)</p> <p>38 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u>に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>この項中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)を「施行規則」という。</p> <p>1～16 (略)</p> |
| | <p>39・40</p> | <p>18 (略)</p> <p>19 (略)</p> <p>20 (略)</p> <p>21 (略)</p> <p>22 (略)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10・11 (土木部河川課関係) (略)</p> <p>12～25 (略)</p> <p>26～29 (土木部都市計画課関係) (略)</p> <p>30～37 (土木部建築住宅課関係) (略)</p> <p>38 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u>に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>この項中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)を「施行規則」という。</p> <p>1～16 (略)</p> |

(福井県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第8条 福井県職員安全衛生管理規程(昭和51年福井県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(衛生委員会) 第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 衛生委員会の庶務は、本庁に置かれるものにあつては総務部人事課、嶺南振興局の小浜の事務所に置かれるものにあつては嶺南振興局若狭企画振興室、恐竜博物館に置かれるものにあつてはサービス推進課、一乗谷朝倉氏遺跡博物館に置かれるものにあつては利用サービス室、児童・女性相談所に置かれるものにあつては地域支援課、工業技術センターに置かれるものにあつては管理室、農林総合事務所に置かれるものにあつては企画振興室、農業試験場に置かれるものにあつては管理課、その他の機関に置かれるものにあつては当該機関の総務課において処理する。</p> <p>4 (略)</p> | <p>(衛生委員会) 第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 衛生委員会の庶務は、本庁に置かれるものにあつては総務部人事課、嶺南振興局の小浜の事務所に置かれるものにあつては嶺南振興局若狭企画振興室、恐竜博物館に置かれるものにあつてはサービス推進課、一乗谷朝倉氏遺跡博物館に置かれるものにあつては利用サービス室、総合福祉相談所に置かれるものにあつては地域支援課、工業技術センターに置かれるものにあつては管理室、農林総合事務所に置かれるものにあつては企画振興室、農業試験場に置かれるものにあつては管理課、その他の機関に置かれるものにあつては当該機関の総務課において処理する。</p> <p>4 (略)</p> |
| <p>別表第5 衛生管理者および産業医を置く機関(第8条、第10条関係) (略)</p> <p>一 乗谷朝倉氏遺跡博物館</p> <p>子ども療育センター <u>児童・女性相談所</u> 県立病院 (略)</p> | <p>別表第5 衛生管理者および産業医を置く機関(第8条、第10条関係) (略)</p> <p>一 乗谷朝倉氏遺跡博物館</p> <p><u>総合福祉相談所</u> 子ども療育センター 県立病院 (略)</p> |
| <p>別表第7 安全衛生推進者等を置く機関(第9条の2関係) 安全衛生推進者を置く機関 (略)</p> <p>衛生推進者を置く機関 (略)</p> <p>若狭健康福祉センター 総合福祉相談所 敦賀児童相談所 (略)</p> | <p>別表第7 安全衛生推進者等を置く機関(第9条の2関係) 安全衛生推進者を置く機関 (略)</p> <p>衛生推進者を置く機関 (略)</p> <p>若狭健康福祉センター 敦賀児童相談所 (略)</p> |

| | |
|---|--|
| <p>別表第9 衛生委員会を置く機関(第13条関係) (略) 一 乗谷朝倉氏遺跡博物館 こども療育センター 児童・女性相談所 県立病院 (略)</p> | <p>別表第9 衛生委員会を置く機関(第13条関係) (略) 一 乗谷朝倉氏遺跡博物館 総合福祉相談所 こども療育センター 県立病院 (略)</p> |
|---|--|

(首都圏統括監の掌理する事務に関する規程の廃止)
第9条 首都圏統括監の掌理する事務に関する規程(令和4年福井県訓令第6号)は、廃止する。
附 則
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和6年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之
福井県人事委員会規則第九号

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和三十一年福井県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--------------------------|
| <p>附 則 15 14 (略) 15 条例第二十二條第一項第三号の人事委員会の定める職員は、当分の間、第二十二條第一項の規定にかかわらず、警察の職員および令和六年能登半島地震に対処するために被災地に派遣された職員(次項各号に掲げる作業を行うものに限る。次項において「能登半島派遣職員」という。)とする。 16 能登半島派遣職員に係る条例第二十二條第一項第三号に規定する人事委員会が認める作業は、次に掲げる作業とする。 一 避難所運営、被災者の健康管理、災害派遣医療チームまたは災害派遣精神医療チームに参加して行う作業その他人事委員会が認める作業 二 建築物危険度判定、公共施設等被害調査その他人事委員会が認める作業</p> | <p>附 則 15 14 (略)</p> |

17 前項各号に掲げる作業に係る条例第二十二條第二項第三号に規定する人事

委員会が作業の区分に応じて定める額は、第二十二條第二項の規定にかかわらず

、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる作業 七百十円

二 前項第二号に掲げる作業 千八十円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、令和六年一月一日から適用する。

(支給額の調整)

2 改正後の附則第十五項に規定する能登半島派遣職員が令和六年一月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に改正後の附則第十六項各号に掲げる作業を行った場合において、当該作業を行った日に係る福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年福井県条例第三十八号。以下「条例」という。)第二十二條第一項の特殊現場作業に従事する職員の手当を既に支給されているときは、当該職員に支給する条例第二十二條第一項の災害応急作業等に従事する職員の手当の額は、改正後の附則第十七項の規定にかかわらず、同項各号に規定する額から既に支給された当該特殊現場作業に従事する職員の手当の額を差し引いた額とする。この場合において、福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則第三十六條第五項の規定は、適用しない。

令和六年三月三十一日発行
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県